

追加の救命いかだが積付けられる区域に備え付ける設備に関する事項

改正要領

安全設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正事項

追加の救命いかだが積付けられる区域に備え付ける設備に関する事項

改正理由

2007 年 10 月に開催された IMO 第 83 回海上安全委員会 (MSC83) において、MSC.1/Circ.1243 が承認され、2008 年 7 月 1 日から施行されることになっている。これは、SOLAS 条約第 III 章第 31.1.4 規則において、船首又は船尾近傍に追加で積付けが要求される救命いかだの積付け場所に備え付ける設備を明文化したものである。

上記 MSC.1/Circ.1243 については、2007 年 9 月 27 日付一部改正により、外国籍船舶用の安全設備規則検査要領に取入れている。その時点では、本件に関する国内の動向が明確でなかったが、その後、国内法についても同 MSC.1/Circ.1243 が取入れられる見込みとなった。

今般、国内法と整合を図るべく関連規定を改めた。

改正内容

船首又は船尾近傍に積付けられる追加の救命いかだの積付け場所に備える設備を規定した。